

令和4年11月吉日

一般社団法人全国訪問看護事業協会 御中

一般社団法人日本遠隔医療学会  
会長 近藤 博史



令和4年度「遠隔医療従事者研修」開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より日本遠隔医療学会の活動にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

医師と患者居宅等との間で ICT 機器等を通したオンライン診療などが広がり、遠隔医療に接する国民が増えております。そこで厚生労働省は、医師や看護師などの医療従事者、介護職種、地方公共団体の医療担当部局等に勤務する職員、その他遠隔医療にかかわる皆様（例；保健師、情報システム担当者、システムベンダー社員等）に加えて、遠隔医療に関心を持つ国民の皆様（オンライン診療の主たる対象である在宅医療の患者、家族など）向けに基礎的知識を普及するための「遠隔医療従事者研修」を実施いたします。日本遠隔医療学会は、令和3年度「遠隔医療従事者研修」事業の実施団体に選定され（厚生労働省発産情1028第1号 令和4年10月28日）、知識普及に務めることとなりました。

医療 ICT (Information and Communication Technology) の基礎知識や遠隔医療の諸制度、実際のオンライン診療について、先進研究者や現場実践者により、入門知識からわかりやすく解説いたします。今回は新型コロナウイルスに関する情報なども紹介します。また皆様がお気軽に参加できるべく日曜日や平日夕方の2時間程の気軽な講演会として、新興感染症などの不安のない WEB 上で開催いたします。

新興感染症への対応などご多用中に恐縮ですが、ご案内のチラシを同封いたしますので、多くの皆様のご参加について格別のご配慮を賜りますよう、ご案内をお願い申し上げます。また併せて各市町村のご担当者様に同封の資料をご案内いただきたく存じます。さらに患者様や一般市民の皆様にもご案内いただければ幸甚です。

併せて、以下の研修案内の URL を関連のホームページにご掲載頂きたくお願い申し上げます。

諸般の事情により、開催直前のご案内となり、深くお詫び申し上げます。

末筆ながら貴会のますますのご発展を心よりお祈り申し上げます。

敬具

令和4年度「遠隔医療従事者研修」ホームページ

<http://j-telemed-s.jp/seminar2022/>

研修専用 問合せ窓口 [telemed-seminar@j-telemed-s.jp](mailto:telemed-seminar@j-telemed-s.jp)

一般社団法人 日本遠隔医療学会事務局  
〒370-0033 高崎市中大類町 37-1  
高崎健康福祉大学健康福祉学部医療情報学科内  
電話・FAX 027-350-747

# 意外と知らない遠隔医療、オンライン診療

## デジタルで拓く新しい医療

オンライン診療とは何？ どんな病気を治療できる？  
プロフェッショナルがわかりやすく解説

オンライン診療、サイバーセキュリティを知りたい医療者、患者、一般の方、ご参加ください！

### 講演内容

医療ICT？ 遠隔医療??

オンライン診療はどんな診察？  
または  
サイバーセキュリティ？

あの人に聞こう、エキスパート対談

※各回の講師については、ホームページをご覧ください。

### 日程

第1回	11月27日(日) 15:00 ~ 17:00
第2回	12月18日(日) 15:00 ~ 17:00
第3回	1月15日(日) 15:00 ~ 17:00
第4回	1月29日(日) 15:00 ~ 17:00
第5回	2月12日(日) 15:00 ~ 17:00
第6回	3月12日(日) 15:00 ~ 17:00

参加費  
無料



タブレットで

## オンライン開催

どこからでも参加できます。

※インターネット接続に伴う通信費は受講者のご負担となります。



スマホで

パソコンで



初心者  
大歓迎

申込みはメールで簡単！

スマホやタブレットで  
お気軽に。

### こんな方にご参加いただけます！

- 医師、看護師、介護士等の医療従事者
- 地方公共団体の医療担当部局等勤務の職員
- 遠隔医療に関心のある一般市民の皆さま
- その他遠隔医療に携わる皆さま  
(情報システム担当者、システムベンダー社員など)

### 参加登録方法

ホームページより登録してください

<http://j-telemed-s.jp/seminar2022/>



定員

各回 **100**名程度

※申込先着順  
※申込締切は各回開催日前日です。各回定員になり次第、締切りとなります。

・本研修事業は、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(令和元年7月)における「厚生労働省が指定する研修」ではありません。  
・同指針における「厚生労働省が指定する研修」につきましては、厚生労働省医政局医事課にお問い合わせください。